

## 会員規約 新旧対照表

銚子インターネット 会員規約

改定日：2025年6月30日

該当箇所	旧会員規約表記	新会員規約表記	内容
第11条 注意喚起	(新設)	1. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがあると判断する場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプ等から、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、当該会員に対し注意喚起を行うことがあります。なお、注意喚起は、当該会員への電子メールの送信その他当社が適切と判断する方法で行うものとします。	NOTICE 参加に伴い NICT 法（国立研究開発法人情報通信研究機構法）に対応するため
第12条 検査	(新設)	1. 当社は、当社所定の回線に接続されている自営端末設備（カメラルーター等の、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置するものをいい、以下同様）又は自営電気通信設備（電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備をいい、以下同様）に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、本サービスの会員に、その自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けること、及び当該検査の結果改善が必要な場合に改善を求めることがあります。この場合、本サービスの会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。尚、これらの検査は、当社又は当社以外の第三者（サイバー攻撃の発生及びその被害を未然に防ぐプロジェクト「NOTICE」及び「NOTICE」指定業者を含む）によって行われるものとし、当該会員は、当社又は当該第三者の指示に従い検査を受けるものとします。	NOTICE 参加に伴い NICT 法（国立研究開発法人情報通信研究機構法）に対応するため
第13条 会員資格の喪失	(新設)	1 (4) 当社所定の回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に第12条に基づき行う検査を受けることを会員が拒んだとき又その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を当社所定の回線から取りはずさなかったとき	NOTICE 参加に伴い NICT 法（国立研究開発法人情報通信研究機構法）に対応するため